

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業のうち土曜日の教育支援体制の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

## 1 事業の趣旨

学校週5日制が完全実施され10年余りが経過し、各地域で休日の様々な活動が行われているところであるが、土曜日に様々な経験を積んでいる子どもたちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在するとの指摘もある。

これを踏まえ、学校、家庭、地域が連携・協力し、役割分担しながら、土曜日の教育環境を豊かなものにしていく必要がある。

このため、本事業において、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

## 3 事業の内容

### (1) 推進委員会の設置等

県は、域内の土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。）の教育活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、域内の土曜日等の教育活動等の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下「土曜教育推進員」という。）、土曜日等のプログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「土曜教育サポーター」という。）等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、教育活動等の総合的な推進を図る。なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施するよう努める。

#### ①土曜教育推進委員会の設置等

ア 県は、域内の土曜日等の教育活動等の総合的な在り方の検討を行う土曜教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進委員会では、土曜日等の教育活動の実施方針、地域や企業等の多様な人材参画のための仕組みづくり、広報活動方策、安全管理方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定にあたっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の協力により、子どもたちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

#### ②研修の実施

ア 県は、域内の市町村が配置するコーディネーターに対して、土曜日等の教育活動の現状や推進方策、学校や地域団体、企業等との連携方策、地域や多様な企業等の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、経済団体・商工会議所等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 県は、域内の市町村が実施する教育活動に関わる土曜教育活動推進員・土曜教育サポーターに対して、子どもとの接し方、学校の理解、学習活動等の計画・実施方策等の資質向上を図るための講義や、多様な経済団体・商工会議所等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

ウ 県は、地域・学校・行政・企業関係者による意見交換会を行うなどして今後の土曜日の取組方針について情報共有を図ることや学校・教育委員会と企業のマッチング等の機会を設けるよう努めること。

## (2) 教育支援活動等の実施

市町村は、域内の土曜日等の教育活動等の運営方法を検討する運営委員会の設置や、コーディネーターの配置、様々な教育活動の実施等を行う。なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携して実施できるよう努めることとする。

### ①運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の教育活動等の運営方法を検討する土曜教育活動運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、人材確保方策、広報活動方策、安全管理方策等の検討、土曜日等の体系的・継続的な活動プログラムの計画、模擬授業など教育活動の実践に向けて必要となる研修、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、子どもたちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会及び福祉部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

### ②市町村における研修等の実施

ア 市町村は、域内の学校に配置される地域コーディネーターに対して、域内の教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、コーディネーターの資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町村は、域内の教育支援活動等に関わる土曜教育推進員や土曜教育サポーター等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上をはかるための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

### ③コーディネーター・統括コーディネーターの配置

ア 本事業の実施に当たっては、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA 関係者、保護者等と連携・協力しながら活動を行うものとする。また、コーディネーターの選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域や企業等の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ま

しい。なお、コーディネーターは、地域の実情に応じ、他の関連する事業のコーディネーターと兼任できるものとする。

イ コーディネーターは、域内の土曜日等の教育活動についての各種調整の他、学校や学校関係者、地域の団体、経済団体、企業等との連絡調整、地域の土曜教育推進員及びその協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた多様なプログラムかつ体系的・継続的な活動プログラムの計画等を行う。また、事業の実施する際は、学校支援活動、放課後支援、土曜日の教育活動、家庭教育支援活動等の活動間の連携をはかるよう努めること。

ウ 市町村は、コーディネーターを統括する立場として、コーディネーター間の連絡・調整、コーディネーターの確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図るための「統括コーディネーター」を配置することができる。

#### ④教育活動等の実施・運営

本事業における教育活動の実施・運営に当たっては、学校区単位等に地域の実情に応じて、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るための協議会を設けることができるものとする。

また、土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施できるよう、地域や企業・団体の多様な人材を土曜教育推進員・土曜教育サポーターとして配置し、コーディネーターとの連携により、教育活動の充実を図ることとする。

さらに、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、土曜教育推進員をサポートする人材を配置するなど、円滑な運営に努めることとする。

そのほか、本事業における土曜日等の教育活動とは、以下の形態・内容を有するものとし、いずれの活動においても実社会につながるプログラム、教科等に関連したプログラム、課題解決型地域学習、地域社会における地域活動や学びによるまちづくりなど多様なプログラムかつ体系的・継続的なものとなるよう努めること。

ア 教育課程内の学校教育活動として、土曜日等の教育活動（土曜授業）において、学校の教職員が行う授業を支援する活動。[課程内活動]

イ 学校が中心となり、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜の課外授業）を支援する活動。[課外授業]

ウ 教育委員会や地域住民（学校支援地域本部、放課後子ども教室等の地域の団体を含む）、保護者、企業など、学校以外の者が中心となって、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜学習）。[地域による活動]

エ その他

学校・家庭・地域が連携・協力し、役割分担しながら、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日等の教育環境づくりを推進するために必要な活動。[その他]

#### 4 事業計画書の提出

補助金及び交付金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

#### 5 事業報告書の提出

補助金及び交付金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに事業報告書を提出するものとする。

#### 6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町村が直接実施する事業又は他の団体に委託して実

施する事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

①推進委員会の設置等に係る経費

ア 推進委員会の設置経費

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

②教育活動等の実施に係る経費

ア 運営委員会の設置経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（各自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ 市町村における研修等の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

ウ コーディネーター・統括コーディネーターの配置経費

コーディネーター・統括コーディネーターの配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

コーディネーターの謝金単価については、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

統括コーディネーターの謝金単価については、各自治体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間あたりの謝金単価は2,200円を上限として積算することとする。なお、統括コーディネーターについては、交通費についても補助対象とする。

エ 教育活動の実施・運営経費

土曜教育推進員については、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子どもの数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

土曜教育推進員、土曜教育サポーターの謝金単価については、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は土曜教育推進員については2,200円、土曜教育サポーターについては740円を上限として積算することとする。

ただし、地域別最低賃金額がこれを上回っている地域においては、最低賃金額を上限として積算することができる。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費などの実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

#### オ 旅費・交通費

校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

なお、県外への旅費は原則認めない。

#### カ 雑役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合において、積算することとする。

#### キ その他

取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

### 7 その他の留意事項

(1) 土曜日等の教育活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

- ① 本事業の実施に当たって、市町村において「学校支援・放課後支援・家庭教育支援」を実施している場合には、当該事業と連携した取組となるよう努めること。
- ② 土曜日等の教育プログラムの計画・実施に当たっては、単発的、イベント的な内容にとどまることなく、継続して学習することで、子どもたちが多様な視点を持ち、幅広く知識を獲得することが可能な、体系的な学習が行われるように努めること。なお、実態として平日に行われる活動であっても、土曜日等の教育プログラムの一環として実施するものについては、土曜日等に行われる活動に併せて本事業に含めることができるものとする。
- ③ 教育課程内での学校の授業における学習内容が、実社会とどのようにつながっているかを学ぶことができるよう、実社会で活躍する地域や企業の幅広い人材の協力を得て、体験型の学習なども取り入れるなど、実施方法の工夫に努めること。なお、学習の形式は講義形式、グループ学習形式、ICTの活用など、学習内容に合った形式で実施して差し支えない。
- ④ 教育活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブとの連携により、域内の子どもたちの参加促進が図られるよう努めること。
- ⑤ 就学前の子どもが参加する教育プログラムの計画・実施に当たっては、小学校等を活用して読み書き等の学習の基礎力を培い、また、学校に慣れ親しむ環境を提供することで、入学するに当たっての不安の解消等に努めるとともに、保護者のニーズも踏まえ、親子

参加型のプログラムも含めるなど、工夫に努めること。

- ⑥ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。
  - ⑦ 教育活動の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校・高等学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施すること。
  - ⑧ 障がいをもつ子どもたちに対する教育活動を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。
- (2) 推進委員会や運営委員会による研修の実施に当たっては、公民館等の社会教育施設等と連携し、その機能を積極的に活用するなど研修内容の充実に努めること。
  - (3) 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
  - (4) 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に努めるため、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

#### 附則

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)